

監査公表第 13 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、企画政策部〔秘書広報課、政策推進課（政策推進プロジェクト室・中心市街地活性化推進室）、市民協働課（男女共同参画室・市民活動支援室・男女共同参画センター）、原子力安全対策課、大学設置準備課、看護専門学校〕に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成25年11月25日

敦賀市監査委員	安久彰
同	橋本幸夫
同	堂前幸一

企画政策部に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成25年10月18日（金）

2 監査の対象

企画政策部

秘書広報課、政策推進課（政策推進プロジェクト室・中心市街地活性化推進室）、市民協働課（男女共同参画室・市民活動支援室・男女共同参画センター）、原子力安全対策課、大学設置準備課、看護専門学校（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

補助金交付にあたっては、申請内容を十分精査し、的確な額の算出に努められたい。

なお、各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められた。

5 各課等の予算執行状況は別表1～6のとおりである。（別紙省略）